

第7期第16回むかわ町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和4年10月25日(火) 午後2時00分から午後2時28分

2.開催場所 穂別町民センター 第一会議室

3.出席委員 ○(23名)

4.欠席委員 △(4名)

1番	小岸元気	○	10番	田代英孝	○	19番	佐田正彦	△
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻勉	○	12番	清瀬利一	○	21番	伊藤正人	○
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	△
5番	清野薫	○	14番	鈴木秀子	○	23番	平島道弘	○
6番	梅藤勝	○	15番	林利輝	○	24番	青木茂美	△
7番	山谷和彦	○	16番	藤岡健人	△	25番	藤江政利	○
8番	宇南山浩利	○	17番	石崎代里子	○	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤浩	○	27番	中島勝美	○

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査及び農林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に関する件

第5 議案第1号 農現況証明願いの発給に関する件

第6 議案第2号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定に関する件

6.農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局－支局長 藤野 真稔、主事 伊藤 貴大

7.会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会長	【会長挨拶】
議長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は23名です。欠席は、16番・藤岡委員、19番・佐田委員、22番・貞廣委員、24番・青木委員です。

議 長	定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第16回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、5番・清野薫委員と6番・梅藤勝委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告2、議案2件の合わせて4件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたします。 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 続いて、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書2ページをお開き願います。 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。 1番は、借り主の意向により、解約するものです。 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第1号について、質疑はありませんか。 (異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第4 報告第2号「農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査及び農林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局 長	報告第2号「農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査及び農林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に関する件」について、ご報告申し上げます。 4ページ、5ページをご覧ください 本年8月25日に実施しました、農地パトロールで、農地の利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果となりますが、本年度の調査においては、4ページのNo.1番から5ページのNo.24番までの24件、50筆

事務局 長	面積として45,560.1㎡が現状の状況において、原野化・雑種地化・山林化しており、農地として再生を目指さない土地とし、再生利用が困難な農地として判断されましたので、ご報告いたします。 なお、農地法の運用についての規定に基づき、利用状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれる農地と判定された場合は、原則として当該調査を行った年内において、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断を行わなければならないこととされております。 つきましては、このあとの、議案第2号にて、ご審議いただくこととなりますことを申し添え、報告いたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑はありませんか。 (異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第5 議案第1号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	議案第1号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書7ページをお開き願います。 願出理由は、いずれも公簿地目変更登記のため、現況証明書の発給を申請されたものです。 現地確認結果として、議案に記載のとおり、1番と3番は宅地化、2番は山林化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と確認をしております。 8ページから10ページに図面を添付しておりますのでご確認をお願いいたします。 以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
2 番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。
8 番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

5	番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑ありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑無しと認め、議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第6 議案第2号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
事務局	長	議案第2号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定に関する件」について、ご説明を申し上げます。 議案書12ページをお開き願います。 12ページのNo.1番から13ページNo.24番までの 合計24件・50筆 45, 560.1㎡を報告第2号において、ご説明いたしましたとおり、再生利用が困難な農地と判定するものです。 対象地の所有者等の詳細については、事前に議案書を配布しておりますことから、対象地の読み上げはいたしません。利用状況等調査日、再生利用が困難な農地把握年月日については、いずれも本年農地パトロールを実施した、令和4年8月25日であり、対象地の現況の状況につきましても、原野化・雑草地化・山林化など、農地に該当しない状況となっております。以上のことから合計24件、50筆 総面積45, 560.1㎡を、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定について審議を求めるものであり、承認後は、対象所有者に対し非農地通知を行い、関係機関に対しましても非農地通知一覧表の送付をし通知いたします。 なお、14ページから24ページまで、対象地の図面を添付しておりますので、ご確認の上、ご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。
議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議

長

ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。

以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。